

平成27年1月16日

保護者 様

喜多方市立塩川中学校長 星 秀司

インフルエンザ蔓延防止について

保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。各家庭におかれましては、冬期の健康生活について配慮いただいていることと拝察申し上げます。

さて今年インフルエンザの流行が早く、県内はインフルエンザの警報レベルとなっており、市内の中学校でも学年閉鎖の学校があります。本校においても昨日から3名の生徒が罹患しているなど、今後インフルエンザが流行されることが懸念されます。

つきましては、各家庭におかれましても下記のことにご留意され、適切な対応をお願いいたします。

記

1 予防について

- ① 学校から帰ったら必ずうがい・手洗いをさせてください。(お茶でのうがいが効果的です。) →保健だより1月号参照
- ② 十分睡眠をとらせてください。(睡眠不足は体調不良を起こします。)
- ③ 朝食を食べさせてください。(朝食抜きは、いっそう寒さを感じます。)
- ④ 湯冷めをさせないように注意させてください。(特に洗い髪を乾かして寝ること。)
- ⑤ 消化・吸収がよく栄養価の高いものを食べさせてください。
- ⑥ 衣服を調節して、防寒に対応できるようご指導ください。
- ⑦ マスクを着用させて下さい。
- ⑧ 外出を控え、人混みを避けさせてください。

2 治療・回復について

- ① 高熱に伴う全身症状はインフルエンザ特有であり、ある程度自己判断が可能です。少しでも疑いの症状が見られたら、タイミングをみて医療機関に受診させてください。
- ② 体調が悪いときは、無理をせずゆっくりと休ませてください。

○インフルエンザは学校伝染病です。病院で「インフルエンザ」と診断された場合は必ず学校まで連絡してください。(診断書は必要ありません。) TEL27-2021

○インフルエンザによる欠席は、「出席停止」扱いとなり、欠席日数に含まれません。

○学校保健法の改正のインフルエンザの出席停止期間は、発病した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児は3日)を経過するまでとなりました。(2014年4月改正)